

うるま市育英会からのお知らせ



臨時学資貸費制度

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、学資の支弁が困難になった学生に対し、学資金の一部を無利子で貸費します。

- **申請期間**：令和2年6月～令和2年8月末 ※採用予定人数50名程度。
- **貸費対象期間**：令和2年6月分～令和3年3月分 ※支給対象月は、申請月分～令和3年3月まで
- **対象及び貸費額**：①本人又は保護者が本市に住所を1年以上有する者。
②新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、学資の支弁が困難となった者。
③学校教育法に定める学校に在学する者。(専修学校は高等課程・専門課程が対象)

対象校・貸費額

種別 ※修業年限2年以上の学校であること。	学年次	貸費額(月額)	
		県外	県内
大学・大学院・短期大学・専修学校・大学校		50,000円	30,000円
高等専門学校	本科1年次～3年次	30,000円	15,000円
	本科4年次～5年次	50,000円	30,000円
	専攻科1年次～2年次	50,000円	30,000円
高等学校(津堅中学校出身者のみ)		15,000円	
海外(大学・大学院・短期大学等)		40,000円、50,000円、60,000円から選択	

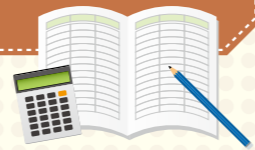
申請に必要なもの

1	貸費申請書、94円切手1枚	第1号様式(切手は採否通知用)
2	在学証明書	令和2年4月以降に発行されたもの
3	住民票謄本	本籍地・続柄の記載あり。6/1以降発行のもの。
4	所得課税証明書	令和2年度(令和元年度)※生計維持者の方(生計維持者とは原則父母両方またはそれに代わる方)
5	家計の急変が分かる書類	直近の給与明細書、営業収入が分かるもの等。

※選考により採用者を決定しますので、応募者全員が採用されるとは限りません。
※本制度は貸付型のため連帯保証人が必要です。卒業後6か月後に償還を開始します。

償還猶予(緊急猶予)

新型コロナウイルス感染症の影響等で経済的に困難な状況となり、償還することが一時的に困難な方に償還猶予を行います。



- **対象**：新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少するなど償還が困難となった方。
- **提出書類**：償還猶予・免除申請書(第11号様式)
- **猶予期間**：申請書を受理した月から3ヶ月間。

※緊急猶予の申請・許可は1回限り。 ※3ヶ月経過後、引き続き経済的困難な状況である場合は一般猶予申請となります。

申請・問い合わせ うるま市育英会 923-7111

「わくわく」こどもだより

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、受給資格確認のため、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。この届出がない場合、11月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず届出を行ってください。該当者への通知は7月中旬頃に発送いたします。

- ・所得制限等により手当が支給停止、一部支給になっている方も「現況届」は必要です。
- ・「現況届」を提出しないで2年を経過すると、時効になり手当を受け取る資格がなくなります。
- ・期間中に「現況届」の提出がない場合、1月の支払いに間に合わない場合があります。

- ※届出は、必ず受給者本人が行ってください。(代理人での受付はできません)
- ※所得申告がまだの方は、現況届を提出する前に所得の申告をしてください。
- ※混雑が予想されますので、できるだけ個人宛の通知書で指定された日にお越しください。
- ※新型コロナ感染症対策のため、現況届の受付方式が変更になることがあります。その際には、市HP等によりお知らせ致します。



地域	受付期間	受付場所	受付時間
具志川	8月3日(月)～18日(火)	うるま市役所 本庁舎(東棟) 3階大講堂	・午前9時～11時30分 ・午後1時～4時 ※土、日、祝祭日を除きます。 ※8月9日の日曜窓口は3時まで
石川	8月19日(水)～24日(月)		
与那城・勝連	8月25日(火)～28日(金)		
全地域日曜窓口	8月9日(日)		

現況届会場にハローワーク相談員が来ます。

待ち時間を利用して相談できます。

【相談日】※相談時間 10:00～16:00

8月3日(月)、5日(水)、7日(金)、12日(水)、14日(金)、17日(月)、19日(水)、21日(金)、24日(月)、26日(水)、28日(金)



【問】児童家庭課 母子父子係 ☎973-4983

ひとり親世帯等生活安定給付金

児童扶養手当の受給者のうち、令和2年4月30日時点でうるま市において児童扶養手当の支給に係る要件を喪失していない者(本人や扶養義務者の所得超過や年金受給等による全額停止者を除く)へ給付金が支給されます。

支給額 30,000円

申請期間 現況の提出や必要書類提出により遡及して令和2年4月30日時点の要件が該当する方に、令和2年9月30日までに手続きを完了させた方については随時支給致します。手続き期間を過ぎた方、令和2年5月1日以降に新規で児童扶養手当の申請をした方は対象外です。

支給時期 手続きが完了した際に支給予定日をお伝えします。

【問】児童家庭課 母子父子係 ☎973-4983

要支援児童等世帯支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、収入が著しく減少している0歳から18歳未満の児童がいる世帯の生活を維持するため、緊急的かつ一時的に食料の提供を行います。

対象世帯 うるま市に住所を有し、かつ18歳未満の児童のいる世帯で新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少している世帯。

提出書類 利用申請書(申請前に電話にてお問合せください。)

申込先 こども部児童家庭課(東棟2階)

【問】児童家庭課 家庭相談係 ☎973-5041